

文京区と大田区との医療関連産業の連携に関する覚書

文京区（以下「甲」という。）と大田区（以下「乙」という。）は、医療関連産業における連携に関し、次のとおり覚書を締結する。

（目的）

第1条 この覚書は、医療機器等に関する産業（以下「医療関連産業」という。）において、甲及び乙の区域内に集積している企業の特徴及び強みを生かして、甲及び乙が企業間及び産学公の連携及び協力を強化することにより、企業の医療分野における市場拡大の促進を図るとともに、甲及び乙の区域内の地域経済の活性化及び医療分野への技術貢献を図ることを目的とする。

（協力内容）

第2条 甲及び乙は、前条に規定する目的を達成するため、次に掲げる事項について協力する。

- (1) 甲の区域内における医療関連の製造又は販売を行う企業及び乙の区域内における高い技術力を有する企業のマッチングの促進に関すること。
- (2) 甲及び乙の区域内の産学公連携の交流による医療機器、医療器具に係る分野におけるイノベーションの創出に関すること。
- (3) 甲及び乙の区域内の企業、大学、関係機関等に対する甲及び乙の連携に係る情報の周知に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、甲及び乙の区域内の医療関連産業の振興に資すると認められる事項

（覚書の改廃）

第3条 この覚書の改廃については、甲乙協議の上、行うものとする。

（協議）

第4条 この覚書の解釈について疑義が生じたとき又はこの覚書に定めのない事項については、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

この覚書の締結を証するため、本書を2通作成し、甲、乙署名の上、各自その1通を保管するものとする。

平成26年2月14日

東京都文京区春日一丁目16番21号

甲 文京区

代表者 文京区長

成澤廣介



東京都大田区蒲田五丁目13番14号

乙 大田区

代表者 大田区長

松原忠哉

